

(4)基本方針4:効果的で安定した業務体制の確立

《方向性》

安定した業務体制を確立するとともに、委託事業者（民間）のノウハウや経験を活かした効果的で安定した給食運営を図ります。

《具体的な施策》

- ①献立の作成、食材の調達、調理の指示、調理物の検査、給食時間や給食指導等については、教育委員会が責任をもって実施します。
- ②調理作業、配缶作業、洗浄・消毒作業、配送・回収作業などの業務は、委託事業者へ委託します。
- ③委託する業務等における衛生、安全の確保については、教育委員会の意向を十分反映できる管理体制を設けます。
- ④効果的で安定的な学校給食センター運営を確保するため、施設の整備状況（衛生管理基準への適応状況）、施設・器具・備品等の整備計画の状況等を勘案の上で、民間委託実施の効果を検証し、その後の取組みに活かします。